

バルト海特別海域を航行する旅客船等の汚水浄化装置に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

バルト海特別海域を航行する旅客船等の汚水浄化装置に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 IV 第 9 規則では、船舶からの汚水による汚染の防止を目的とした設備として、決議 MEPC.227(64)等により IMO が定める基準に基づき承認された汚水浄化装置等を船舶に設置することが要求されている。

2011 年 7 月に開催された IMO 第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) において決議 MEPC.200(62)として採択された附属書 IV の改正により、バルト海特別海域を航行する旅客船を対象に、他の海域において適用する基準よりも強化された基準を 2016 年 1 月 1 日 (同日前の建造契約船等の現存旅客船への遡及適用は 2018 年 1 月 1 日) から適用する予定となっていた。

しかしながら、強化された基準に適合する汚水浄化装置の承認が滞っていること等の理由から、2016 年 4 月に開催された MEPC69 において、上記の基準の適用開始時期を各々 3 年 5 ヶ月 (特別海域内において特定の港にのみ寄港する現存旅客船への遡及適用は 5 年 5 ヶ月) 遅らせる MARPOL 条約附属書 IV の改正等が決議 MEPC.274(69)及び決議 MEPC.275(69)として採択された。

このため、決議 MEPC.274(69)及び決議 MEPC.275(69)に基づき関連規定を改めた。

併せて、汚水浄化装置に適用される IMO のガイドライン (決議 MEPC.227(64)) についても、遡及適用の規定を含め、上記の適用開始時期の変更に合わせて適用を改める改正が 2016 年 10 月に開催された MEPC70 において決議 MEPC.284(70)として採択されたことから、汚水浄化装置の承認試験に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 旅客船からの汚水による汚染の防止のための強化された基準を適用する特別海域としてバルト海を指定した。
- (2) 特別海域を航行する旅客船に搭載される汚水浄化装置に対する追加の試験要件を規定した。
- (3) 2019 年 6 月 1 日前に建造契約等が行われる現存の旅客船について、2021 年 6 月 1 日以降にバルト海を航行する場合には、当該航行の前に前(2)の追加の試験に合格した汚水浄化装置が備えられていること等を確認する旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 7 編 1.1.2, 2.2.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.1.3, 7 編 2.2.1